

業務報告書 作成の手引き

1. 提出期限

毎年5月末日（法人・個人とも）

2. 提出書類・部数

- ・ いずれの書類も「**クリップ留め**」で提出してください。
（提出必須の書類、報告書の記載内容により必要となる書類がありますので、よく確認してください）
- ・ 内容について問合せする場合がありますので、**必ず写しを保管**してください。
- ・ 写しを取らずに提出された場合、後からコピーを依頼されても対応しかねますのでご了承ください。
- ・ eメールでの提出も可能です。詳細は「eメールでの提出について」をご覧ください。

【法人】

- 1 業務報告書 2部(正副各1部)
- 2 決算書類（最新の決算期のもの） 各1部
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
- 3 貸付先リスト（「表3 貸付金の金額別内訳」関連） 2部
<表3の記載内容により必要となる場合があります。詳細は2ページをご参照下さい>

【個人】

- 1 業務報告書 2部(正副各1部)
- 2 貸付先リスト（「表3 貸付金の金額別内訳」関連） 2部
<表3の記載内容により必要となる場合があります。詳細は2ページをご参照下さい>

○ 3月末決算の登録業者へお願い

業務報告書に添付する決算書類が、提出期限の5月末日に間に合わない場合には、「遅延理由書」の提出を求めています。

こうした業者の中には、6月末日提出期限の「事業報告書」には決算書類を添付するものの、「業務報告書」分の提出がされず、書類不足の常態が続くケースが多数見受けられますので、失念なきようお願いいたします。

「遅延理由書」を添付された場合は、「事業報告書」提出時に決算書類を3部同封してください。その際、1部は「業務報告書添付分」とわかるよう表紙に明記願います。

3. 記入方法

P.3 以降をご参照ください。

「貸付先リスト」について

「業務報告書 表3 『貸付金の金額別内訳』（記載上の注意）1」において添付を求めています。

○ 提出対象となる条件

業務報告の基準日（3月末日）時点で、**直近の事業年度末における自己資金（法人の場合は自己資本）の額を超える貸付先があること。**

貸付状況により、下記のとおりに対応をお願いいたします。

自己資金を超える貸付先	リスト提出要否	リスト内容
なし	不要	—
20先未満	必要（任意様式）	超過先 + 超過していない先も含めた上位20
		例1：全体の貸付先30、超過先15の場合 → 超過分15 + 非超過分5 = 上位20先分のリスト 例2：全体の貸付先18、超過先7の場合 → 貸付先全て（18先）のリスト
20先以上	必要（任意様式）	超過した先全て
		例：全体の貸付先40、超過先30の場合 → 超過先30先分のリスト

○ **必要部数** 2部（正副各1部、業務報告書本文と同様の扱いです）

○ **必要書類** 任意様式（記載事項：「貸付先名」「業種」「貸付件数」「貸付残高」）

○ 株主資本等変動計算書の作成義務がない業態の対応は？

投資事業有限責任組合・任意組合や外国法人の支店単位で貸金業登録を受けている場合など、株主資本等変動計算書の作成義務がない場合は、代替書類として「**提出対象事業年度の1期前の貸借対照表**」をご提出ください。その際、株主資本等変動計算書の代替書類であることがわかるよう明記してください。

○ 決算書が提出期限に間に合わないときの対応は？

理由と添付書類の送付予定日を記載した遅延理由書（任意様式。登録番号・商号・代表者名を明記）を報告書に同封してください。

添付書類は準備でき次第、日本貸金業協会東京都支部へ送付してください。

（3月末決算の場合の取り扱いは、P.1「3月末決算の登録業者へお願い」をご参照ください。）

○ 残高・構成割合の内訳の記載方法

・ 残高は、**千円単位で記載**してください。（特に注記がない限り**切捨てて記載**）

・ 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位(千円)未満の場合は「0」と記載してください。

・ 構成割合のパーセント表示は、特に注記がない限り**小数点第3位を切捨て第2位まで**を記載してください。

業 務 報 告 書

東京都知事 殿

20XX年4月1日から20XX年3月31日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

記載必須

直近の決算期

20XX年 1月 1日 から
20XX年 12月 31日 まで

記載必須

届出者登録番号

東京都知事 (2) 第 99999 号

(郵便番号 163 - 8001)

住 所 東京都新宿区西新宿 2-8-1

記載必須

電話番号 (03) 5320 - 4774

商 号 株式会社○×商事

氏 名 代表取締役 東京 太郎

(法人にあっては、代表者の氏名)

法定代理人

氏名、商号
又は名称

記載必須

連絡者 所 属 総務課

氏 名 新宿 一郎

電話番号 (03) 5320 - 4775

業務報告書記載例及び記載上の注意

本記載例に記載されている内容（金額・項目等）は、記載方法が分かりやすいように単純化して作成されているため、一般的な貸金業の実態と必ずしも一致しない部分があります。ご了承ください。

- 業務報告書の報告対象期間を記載する（決算期ではないので注意）。
 - ・ 当該年度中に新規登録した業者 → 「登録日の翌日」を記載
 - ・ 上記以外の業者（登録換を含む） → 当該年度の開始日（20XX年4月1日）と記載する

- 基準日（毎年3月末日）時点での直近の決算の期首、期末を記載する。
 - ・ 個人の場合 20XX年1月1日～20XX年12月31日
 - ・ 法人の場合 20XX年4月1日～20XX年3月31日の間に終了する決算期

<例> 決算期末が7月末の場合 → 20XX年8月1日から
20XX年7月31日まで

- 提出時点での登録情報（登録番号、住所、電話番号、商号、氏名等）を記載する。
- 更新回数 提出時点での最新の回数を記載する（省略可）
 - 住 所 登記簿上の所在地と営業所所在地が異なる場合はどちらも記載する。
- <例> ○○県△△市・・・（登記簿上）
東京都新宿区西新宿・・・（営業所）
- 記載の代わりにゴム印を使用してもよい。
- 商 号 記載の代わりにゴム印を使用してもよい。

- 法定代理人 代表者が未成年等で、法定代理人がある場合に記載する。

- 連絡者 氏名 作成担当者、もしくは記載内容について回答できる者の氏名を必ず記載する。
- 連絡者 電話番号 上記担当者の連絡先（不在の多い場合は携帯電話の番号）を必ず記載する。

(記載上の注意)

「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

1 貸付金の種別残高

貸付種別	件数・残高		残高		平均約定金利 (%)	
	件数 (件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)		
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	90	81.81	9,200	16.28	17.55
	有担保 (住宅向を除く)	7	6.36	11,000	19.46	14.72
	住宅向	3	2.72	16,800	29.73	4.70
忘れず記載	計	100	90.90	37,000	65.48	10.87
事業者向	無担保 (関係会社向を除く)	5	4.54	8,150	14.42	13.15
	有担保 (関係会社向を除く)	1	0.90	650	1.15	15.00
	手形割引 (関係会社向を除く)	1	0.90	700	1.23	17.00
	関係会社向	3	2.72	10,000	17.69	3.00
忘れず記載	計	10	9.09	19,500	34.51	8.13
忘れず記載	合計	110	100	56,500	100	9.92

(記載上の注意)

- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 「関係会社向」は提出業者の関係会社及び提出業者の親会社の関係会社に対する貸付けを記載する。
- 担保には保証を含まない。

表1 基準日(3月末日)現在の貸付状況を消費者・事業者、および種別ごとにそれぞれ分類して記載する。

貸付件数

- 基準日現在の契約件数を記載する。
- 手形割引については基準日時点での保有件数を記載する。
- 極度方式貸付については、極度方式基本契約の件数を記載する。

貸付残高

- 基準日現在の償却前の貸付残高を記載する(貸付当初の元本ではないので注意)。
- 極度方式貸付については、残元本を記載する(基本契約の極度額ではないので注意)。
- 貸金業法施行令第1条の2第6号に該当するグループ会社間貸付がある場合は除外せず「事業者向・関係会社向」の欄に記載する。

構成割合

合計に対する割合を記載する。

平均約定金利

- 残高の中で貸付利率が異なる場合には、加重平均により算出する(算出方法は下の枠内参照)。
- 小数点第3位を切り捨て、第2位までを記載する。
- 平均約定金利の算出が不可能な場合は、推定値を記載する(推定値を記載した場合には、その近傍に(推定値)と記載する)。

【平均約定金利の算出方法】

計算式 = (金利 × 当該金利残高の構成割合 + … + 金利 × 当該金利残高の構成割合) ÷ 計の構成割合

上表① 貸付種別ごとの金利計算 (例: 消費者向有担保貸付)

残高 10,000 千円の金利が 15%、残高 1,000 千円の金利が 12% の場合

	残高(千円)	構成割合 (%)	金利 (%)
金利 1	10,000	90.90	15.00
金利 2	1,000	9.09	12.00
計	11,000	100.00	?

< 計算式 >

$$\frac{15.00 \times 90.90 + 12.00 \times 9.09}{100} = 14.72$$

上表② 消費者向/事業者向 小計の金利計算 (例: 消費者向貸付)

	残高(千円)	構成割合 (%)	金利 (%)
無担保	9,200	16.28	17.55
有担保	11,000	19.46	14.72
住宅向	16,800	29.73	4.70
計	37,000	65.48	?

< 計算式 >

$$\frac{17.55 \times 16.28 + 14.72 \times 19.46 + 4.70 \times 29.73}{65.48} = 10.87$$

上表③ 合計の金利計算

	残高(千円)	構成割合 (%)	金利 (%)
消費者向	37,000	65.48	10.87
事業者向	19,500	34.51	8.13
合計	56,500	100.00	?

< 計算式 >

$$\frac{10.87 \times 65.48 + 8.13 \times 34.51}{100} = 9.92$$

残高・構成割合の内訳の記載方法 (表1~表12 共通)

- 残高は千円単位で記載
各表の単位未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」(又は「計」)欄の残高と合致しない場合がある。
- 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位(千円)未満の場合は「0」と記載する。
- 構成割合等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。

2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		残高	
	先数 (件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
農業、林業、漁業	1	1.03	1,000	1.76
建設業	-	-	-	-
製造業	2	2.06	4,160	7.36
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1	1.03	1,360	2.40
卸売業、小売業	-	-	-	-
金融業、保険業	2	2.06	8,480	15.00
不動産業、物品賃貸業	1	1.03	4,500	7.96
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-
複合サービス事業	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	-	-	-	-
個人	90	92.78	37,000	65.48
特定非営利活動法人	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	97	100	56,500	100

(記載上の注意)

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 「個人」欄の残高は、「表1」の消費者向計の残高と一致する。
- 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

表2 表1に記載した基準日（3月末日）現在の貸付残高全体を貸付先の業種ごとに分類して記載する。

- 表1で種別「事業者向」に分類した貸付について相手先業種別に分類する。
- 表1で種別「消費者向」に分類した貸付については、すべて「個人」欄に記載する（記載上の注意4を参照）。

先数

- 同じ貸付先に対して複数の貸付契約がある場合には、名寄せした貸付先の数に記載する。

<例> 合計貸付件数10件、複数の貸付契約がある以下の債務者がいる場合

貸付先	貸付件数
債務者 A	3
債務者 B	1
債務者 C	4
債務者 D	2
合計先数 4	合計件数 10

合計先数は表1で記載した合計件数に等しいか、もしくは少なくなる。

- 手形割引についても貸付と同様、相手方の業種別に分類して記載する。

残高

- 「個人」欄の残高は、表1の「消費者向計」の残高と一致する（記載上の注意5を参照）。
- 合計残高は表1の合計残高と一致する（記載上の注意7を参照）。
(各業種別残高は千円未満を切り捨てて記載するため、合計が一致しない場合があるがそのままよい)

構成割合

合計に対する割合を記載する。

3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		件数 (件)	構成割合(%)	残高 (千円)	
10 万円以下			55	50.00	2,984	5.28
10 万円超 30 万円以下			33	30.00	5,481	9.70
30 " 50 "			3	2.72	1,102	1.95
50 " 100 "			4	3.63	3,219	5.69
100 " 500 "			13	11.81	31,664	56.04
500 " 1,000 "			2	1.81	12,050	21.32
1,000 " 5,000 "			-	-	-	-
5,000 " 1 億円以下			-	-	-	-
1 億円超 5 "			-	-	-	-
5 " 10 "			-	-	-	-
10 " 100 "			-	-	-	-
100 億円超			-	-	-	-
合計			110	100	56,500	100
1 件当たり平均貸付残高					513.63 千円	

忘れず記載

忘れず記載

(記載上の注意)

- 貸付残高が直近の事業年度末における自己資金（法人の場合は自己資本）の額を超える貸付先すべて（ただし、当該先が 20 に満たない場合は、貸付残高上位 20 位までの貸付先）について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した別途の表（任意様式）を併せて提出する。（自己資金又は自己資本を超える貸付先が無い場合は別途の表の提出は不要）
- 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。
- 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む。）の合計額を加えた額をいう。
- 「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 「1 件当たり平均貸付残高」は、小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。例：1.25、0.36 等

4 貸付金の期間別内訳

期間別	件数・残高		件数 (件)	構成割合(%)	残高 (千円)	
1 年以下			87	79.09	26,385	46.69
1 年超 5 年以下			20	18.18	13,315	23.56
5 " 10 "			-	-	-	-
10 " 15 "			-	-	-	-
15 " 20 "			3	2.72	16,800	29.73
20 " 25 "			-	-	-	-
25 年超			-	-	-	-
合計			110	100	56,500	100
1 件当たり平均約定期間					18.65 月	

忘れず記載

忘れず記載

(記載上の注意)

- 期間は約定期間による。
- 「1 件当たり平均約定期間」は加重平均により少数点第 3 位を切り捨て第 2 位までを記載する。
例：1 年以下が 2 件、1 年超 5 年以下の 2 年が 3 件、3 年が 5 件、5 年超 10 年以下の 6 年が 3 件、7 年が 3 件の場合
→ $(1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) \div (2 + 3 + 5 + 3 + 3) = 3.875$ (3.87 年)
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
- 「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の合計件数及び合計残高と一致する。

表 3 表 1 に記載した基準日（3 月末日）現在の貸付残高全体を金額ごとに分類して記載する。

件数・残高

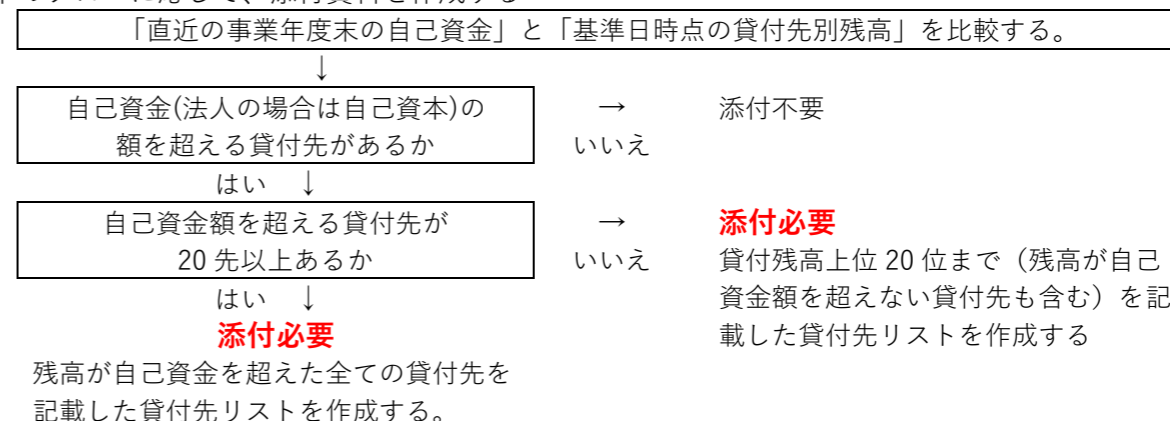
- 契約元本ではなく、「基準日（3 月末日）時点の残高」を記載する。
- 金額別内訳欄の間違いに注意！ → 各欄の平均残高を計算し範囲から外れないかチェックすること、
<例> 「100 万円超 500 万円以下」の欄 $31,664 \text{ 千円} \div 13 \text{ 件} = 2,435 \text{ 千円} \rightarrow 243 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \rightarrow \text{OK}$
合計件数・残高は表 1 の合計件数・残高と一致する（記載上の注意 4 を参照）。

1 件当たり平均貸付残高

- （合計残高） ÷ （合計件数） を記載する。

【貸付先リストの添付について】

以下のフローに応じて、添付資料を作成する



- 「自己資金」「自己資本」の定義については、「記載上の注意 2・3」を参照。

表 4 表 1 に記載した基準日（3 月末日）現在の貸付残高全体を期間ごとに分類して記載する。

件数・残高

- 不良債権等で長期化している場合も当初の約定期間を報告する。
- 手形割引の場合は、割引日から支払期日までの期間を約定期間とする。
- 合計件数・残高は表 1 の合計件数・残高と一致する（記載上の注意 3 を参照）。
- 1 件当たり平均約定期間
 - 「件数」および「約定期間」から加重平均により平均約定期間を求める（算出方法は下の赤枠内参照）。
 - 東京都知事登録業者は約定期間を「月単位」で報告する。

【平均約定期間の算出方法】

計算式 = (件数 × 期間 + . . . + 件数 × 期間) ÷ 合計件数

← 約定期間はすべて月単位に変換しておく

10 か月	84 件	$\frac{10 \times 84 + 12 \times 3 + 20 \times 13 + 40 \times 7 + 192 \times 1 + 216 \times 1 + 228 \times 1}{110} = 18.65$
12 か月	3 件	
20 か月	13 件	
40 か月	7 件	
192 か月	1 件	
216 か月	1 件	
228 か月	1 件	
合計件数	110 件	

5 貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		件数		残高	
			(件)	構成割合(%)	(千円)	構成割合(%)
10.0 %以下			6	5.45	26,800	47.43
10.0 %超	15.0 %以下		25	27.72	18,370	32.51
15.0 //	18.0 //		79	71.81	11,330	20.05
18.0 //	20.0 //		-	-	-	-
20.0 //	29.2 //		-	-	-	-
29.2 //			-	-	-	-
忘れず記載	合 計		110	100	56,500	100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

表5 表1に記載した基準日(3月末日)現在の貸付残高全体を金利ごとに分類して記載する。

件数・残高

合計件数・残高は表1の合計件数・残高と一致する(記載上の注意を参照)。

「金利29.2%超」記載欄について

平成12年6月1日以前の貸付金の残高のうち、金利が29.2%を超えるものについて記載する。

6 貸付金の種別残高（除外貸付・例外貸付）

貸付種別	件数・残高		残高		平均約定金利 (%)		
	件数 (件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)			
除外貸付	施行規則第10条の21第1項第1号で定める契約	3	37.50	16,800	88.18	4.70	住宅ローン（借地権取得資金含む）又は住宅のリフォームローン
	施行規則第10条の21第1項第2号で定める契約	-	-	-	-	-	〃 のつなぎ融資
	施行規則第10条の21第1項第3号で定める契約	2	25.00	530	2.78	16.58	自動車購入のための自動車担保ローン
	施行規則第10条の21第1項第4号で定める契約	1	12.50	165	0.86	15.00	高額療養費（健康保険法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律等で定められているもの）
	施行規則第10条の21第1項第5号で定める契約	-	-	-	-	-	金融商品取引法に定める、一定の有価証券を担保とする貸付
	施行規則第10条の21第1項第6号で定める契約	-	-	-	-	-	返済能力を超えないと認められる不動産担保貸付（居住用不動産等を除く）
	施行規則第10条の21第1項第7号で定める契約	-	-	-	-	-	売却予定の個人顧客の不動産売却代金により弁済予定の契約であって、顧客の返済能力を超えないと認められるもの
	施行規則第10条の21第1項第8号で定める契約	-	-	-	-	-	手形割引・金業者が行う一定の有価証券担保ローン・媒介契約
忘れず記載	計	6	75.00	17,495	91.83	5.15	①
例外貸付	施行規則第10条の23第1項第1号で定める契約	1	12.50	195	1.02	18.00	債務の弁済のために必要な資金の貸付にかかる契約のうち、要件を満たすもの（1号関係）
	施行規則第10条の23第1項第1号の2で定める契約	-	-	-	-	-	債務の弁済のために必要な資金の貸付にかかる契約のうち、要件を満たすもの（1号の2関係）
	施行規則第10条の23第1項第2号で定める契約	-	-	-	-	-	個人顧客又は生計を一にする者の緊急医療費のうち、返済能力を超えないと認められるもの
	施行規則第10条の23第1項第2号の2及び施行規則第10条の28第1項第1号で定める契約	-	-	-	-	-	個人顧客が特定費用を支払うために必要な資金の貸付にかかる契約のうち、要件を満たすもの
	施行規則第10条の23第1項第3号及び施行規則第10条28第1項第2号で定める契約	-	-	-	-	-	専業主婦（主夫）等への貸付のうち、配偶者と併せた年収の3分の1以下の貸付（配偶者の同意等が要件）
	施行規則第10条の23第1項第4号及び施行規則第10条28第1項第3号で定める契約	1	12.50	1,360	7.13	12.00	事業を営む個人顧客に対する貸付のうち、事業実態が確認されており、事業計画等に照らし返済能力を超えないもの
	施行規則第10条の23第1項第5号及び施行規則第10条28第1項第4号で定める契約	-	-	-	-	-	現に事業を営んでいない個人顧客に対する、新たな事業を行うために必要な資金の貸付のうち、事業計画等により事業用資金であると確認でき、かつ、事業計画等により返済能力を超えないと認められるもの
施行規則第10条の23第1項第6号で定める契約	-	-	-	-	-	金融機関からの貸付が行われるまでのつなぎ融資のうち、正規貸付が行われることが確実と認められ、返済期間が1月を超えないもの	
忘れず記載	計	2	25.00	1,555	8.16	12.73	②
忘れず記載	合計	8	100	19,050	100		

表6 貸金業法施行規則に定める「除外貸付」、「例外貸付」について基準日（3月末日）現在の残高を記載する。本表の件数・残高については貸金業法完全施行（平成22年6月18日）以降に実施したものについてのみ記載する。

↓ 以下の項目に応じて記載する（詳細については法令原文を参照すること）。

（記載上の注意）

- 「除外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約をいう。
- 「例外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約（法第13条の3第5項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約を含む。）として内閣府令で定めるものをいう。

業務【東京都】7/12 ページ

平均約定金利

除外貸付、例外貸付の「計」の平均約定金利（左表①および②）はそれぞれ加重平均にて求める（P.4「平均約定金利の算出方法」を参照）。

7 総量規制超過部分の貸付残高

先数・残高	先数 (件)	残高 (千円)
貸付残高		
総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)	3	150

(記載上の注意)

- 「先数」は、本報告書作成時点で個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、直近で実施した法第13条の3第1項及び第2項の規定による調査（途上与信調査）の結果、同条第5項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」に該当すると認められた極度方式基本契約（下記2において「当該契約」という。）に係る個人顧客の先数を記載する。
- 「残高」は、当該契約に係る個人顧客に対する提出業者の3月末時点の貸付残高（当該契約の残元本及び当該契約以外の貸付に係る契約を同一顧客と締結している場合にはその残元本。）のうち、当該個人顧客に係る法第13条の2第2項に規定する「基準額」を超過している額を記載する。

【参考1】 基本契約【A】の締結日を「1/10」、各基準日を「月末」と設定した場合の調査の例

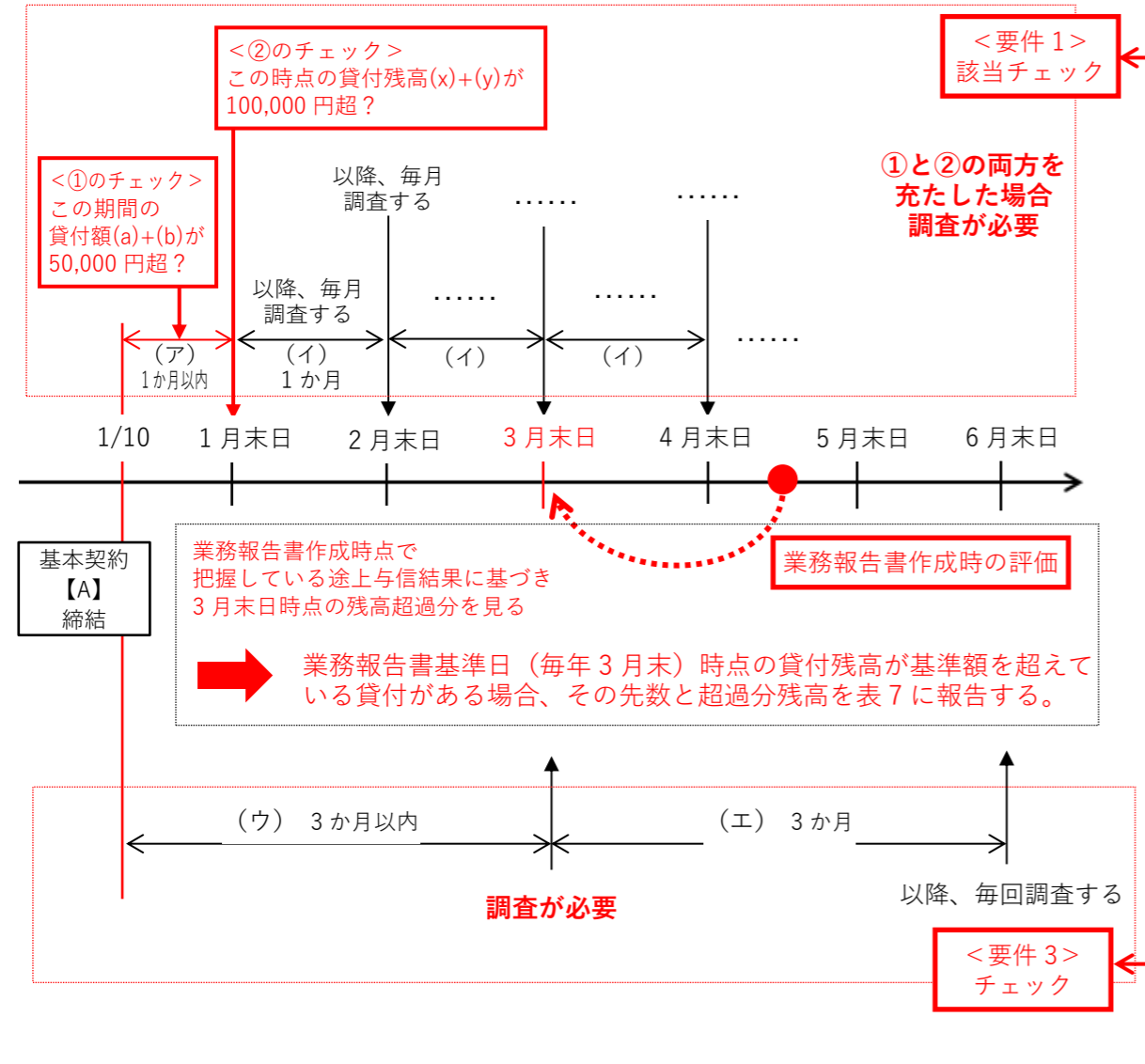


表7 個人顧客との極度方式基本契約について、業務報告書作成時点で把握している直近の途上与信調査結果に基づき算定した当該個人顧客の基準額に対して、基準日（3月末日）時点の貸付残高が超過している場合、その先数及び超過分の残高を記載する。

超過しているかどうかの調査については下の枠内説明【参考1】および【参考2】を参照のこと。

【参考2】 基準額超過極度方式基本契約に係る調査について

貸金業者は、個人顧客と「極度方式基本契約」を締結した場合、以下の要件のいずれかを満たす場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が「基準額超過極度方式基本契約」に該当するかどうかの調査を行わなければならない。

※ 本説明では、ある個人顧客が「極度方式基本契約【A】」（以下、「基本契約【A】」とする）を締結、別の「極度方式基本契約【B】」（以下、「基本契約【B】」とする）を締結しているとする。

●<要件1>（貸金業法施行規則第10条の24第1項第1号）
基本契約【A】締結の日から1か月以内の任意の期日（＝基準日）までの期間（左図(ア)）、および(ア)の期間の翌日以後1か月ごとの期間（左図(イ)）のそれぞれにおいて、次の①・②をどちらも満たした場合。

- ① (ア)(イ)それぞれの期間における、基本契約【A】に基づく極度方式貸付けの金額(a)と基本契約【B】に基づく貸付けの金額(b)の合計額が50,000円を超える場合。
- ② (ア)(イ)それぞれの末日（＝各基準日）における、基本契約【A】の貸付残高(x)と基本契約【B】の貸付残高(y)の合計額が100,000円を超える場合。

※ 特定緊急貸付契約に基づく貸付については、貸付金額(a)(b)および貸付残高(x)(y)に含まない。

●<要件2>（貸金業法施行規則第10条の24第1項第2号）
基本契約【A】に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る措置を解除しようとする場合。

●<要件3>（貸金業法施行規則第10条の25第1項および第2項）
基本契約【A】を締結した日から3か月以内で任意に定めた期日（左図(ウ)および(エ)）が到来した場合。（ただし、貸金業法施行規則第10条の25第3項各号に該当する場合は調査義務が免除される。）

なお、極度額を増額する場合は、新規契約と同等の与信調査を行わなければならない。



上記要件にあてはまり、信用情報の提供依頼により調査を行い、極度方式個人顧客合算額（＝「極度方式基本契約の極度額」＋「証書貸付等既存の貸付契約の残高」＋「他の貸金業者の貸付残高」－「除外貸付の残高」）を求めた結果、

「極度方式個人顧客合算額」 > 年収の3分の1（＝基準額） となった場合には、

借り手が総量規制に抵触していることが判明し、以下のいずれかの措置が必要。

- ・ 当該基本契約【A】の極度額の減額
（基準額超過極度方式基本契約に該当しなくなる範囲まで）
- ・ 当該基本契約【A】に基づく新たな極度方式貸付の停止

8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		件数		残高	
			(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
10 万円以下			55	61.11	2,984	32.43
10 万円超 20 万円以下			25	27.77	3,546	38.54
20 " 30 "			8	8.88	1,935	21.03
30 " 50 "			2	2.22	735	7.98
50 " 70 "			-	-	-	-
70 " 100 "			-	-	-	-
100 " 150 "			-	-	-	-
150 " 200 "			-	-	-	-
200 " 300 "			-	-	-	-
300 万円超			-	-	-	-
合計			90	100	9,200	100
1 件当たり平均貸付残高					102.22 千円	

忘れず記載

忘れず記載

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		件数		残高	
			(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
10.0 %以下			-	-	-	-
10.0 %超 15.0 %以下			14	15.55	1,380	15.00
15.0 " 18.0 "			76	84.44	7,820	85.00
18.0 " 20.0 "			-	-	-	-
20.0 " 29.2 "			-	-	-	-
29.2 "			-	-	-	-
合計			90	100	56,500	100

忘れず記載

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

1 貸付金の種別残高

貸付種別	件数・残高		残高		平均約定金利 (%)
	(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)	
消費者向	無担保 (住宅向を除く)				
	有担保 (住宅向を除く)				
	住宅向				
	計				
事業者向	無担保 (関係会社向を除く)				
	有担保 (関係会社向を除く)				
	手形割引 (関係会社向を除く)				
	関係会社向				
計					
合計			100.00	100.00	

表 1 のこの欄に
残高がある場合
表 8・9 の記載必要

表 8 表 1 に記載した基準日 (3 月末日) 現在の貸付残高全体のうち「消費者向 無担保貸付」の「金額別内訳」について記載する。

- ・ 表 1 において、「消費者向無担保貸付」の残高がある場合に記載する (上赤枠内説明参照)。

● 金額分類内訳が表 3 より細かくなるので注意する。

金額別内訳欄の間違いに注意！ → 各欄の平均残高を計算し範囲から外れないかチェックする。

<例> 「10 万円超 20 万円以下」の欄 3,546 千円 ÷ 25 件 = 141 千円 → 14 万 1 千円 → OK

- ・ 件数、残高の合計は、表 1 の消費者向無担保貸付の件数・残高合計と一致する

● 1 件あたりの平均貸付残高

- ・ 「残高合計」 ÷ 「件数合計」を必ず記載する。

表 9 表 1 に記載した基準日 (3 月末日) 現在の貸付残高全体のうち「消費者向 無担保貸付」の「金利別内訳」について記載する。

- ・ 表 1 において、「消費者向無担保貸付」の残高がある場合に記載する (上枠内説明参照)。
- ・ 件数、残高の合計は、表 1 の消費者向無担保貸付の件数・残高合計と一致する

● 「金利 29.2% 超」記載欄について

- ・ 平成 12 年 6 月 1 日以前の貸付金の残高のうち金利が 29.2% を超えるものについて記載する。

10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件数 (件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
100万円以下	1	20.00	1,000	12.26
100万円超 500万円以下	4	80.00	7,150	87.73
500万円超 1,000万円以下	-	-	-	-
1,000万円超 5,000万円以下	-	-	-	-
5,000万円超 1億円以下	-	-	-	-
1億円超 5億円以下	-	-	-	-
5億円超 10億円以下	-	-	-	-
10億円超	-	-	-	-
忘れず記載 合計	5	100	8,150	100
1件当たり平均貸付残高			忘れず記載 1,630.00千円	

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。例：1.25、0.36等

11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		残高	
	件数 (件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
5.0%以下	-	-	-	-
5.0%超 10.0%以下	-	-	-	-
10.0%超 15.0%以下	3	60.00	5,340	65.52
15.0%超 18.0%以下	2	40.00	2,810	34.47
18.0%超 20.0%以下	-	-	-	-
20.0%超 29.2%以下	-	-	-	-
29.2%超	-	-	-	-
忘れず記載 合計	5	100	8,150	100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

1 貸付金の種別残高

貸付種別	件数・残高		残高		平均約定金利 (%)
	件数 (件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)	
消費者向	無担保 (住宅向を除く)				
	有担保 (住宅向を除く)				
	住宅向				
	計				
事業者向	無担保 (関係会社向を除く)				
	有担保 (関係会社向を除く)				
	手形割引 (関係会社向を除く)				
	関係会社向				
	計				
合計		100.00		100.00	

表1のこの欄に
残高がある場合
表10・11の記載必要

関係会社向貸付を含めない

表10 表1に記載した基準日(3月末日)現在の貸付残高全体のうち、「事業者向 無担保貸付」の「金額別内訳」について記載する。

- 表1において、「事業者向無担保貸付」の残高がある場合に記載する(上枠内説明参照)。

● 金額分類内訳が表3とは異なるので注意する。

金額別内訳欄の間違いに注意! → 各欄の平均残高を計算し範囲から外れないかチェックする。

<例> 「100万円超500万円以下」の欄 7,150千円÷4件=1,787千円 → 178万7千円 → OK

- この欄は関係会社以外の事業者への貸付状況の把握を目的としているため、表1の「関係会社向貸付」の残高を含めてはならない(上枠内説明参照)。

- 件数、残高の合計は、表1の事業者向無担保貸付の件数・残高合計と一致する。

● 1件あたりの平均貸付残高

「残高合計」÷「件数合計」を必ず記載する。

表11 表1に記載した基準日(3月末日)現在の貸付残高全体のうち「事業者向 無担保貸付」の「金利別内訳」について記載する。

- 表1において、「事業者向無担保貸付」の残高がある場合に記載する(上赤枠内説明参照)。

● 金利内訳が表5とは異なるので注意する。

- この欄は関係会社以外の事業者への貸付状況の把握を目的としているため、表1の「関係会社向貸付」の残高を含めてはならない(上赤枠内説明参照)。

- 件数、残高の合計は、表1の消費者向無担保貸付の件数・残高合計と一致する。

● 「金利29.2%超」記載欄について

- 平成12年6月1日以前の貸付金の残高のうち金利が29.2%を超えるものについて記載する。

12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

(1) 新規契約状況

	件数等 (件・%)
新規申込件数	10 件
新規契約件数	2 件
新規契約率	20.00 %

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数（既存顧客との契約件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件数等 (件・千円)
新規貸付総額	200 千円
新規貸付件数	2 件
新規平均貸付額	100 千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること（本表(2-1)の記載は不要）。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等 (件・千円)
当該年度貸付総額	— 千円
当該年度貸付件数	— 件
当該年度平均貸付額	— 千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表(2-2)の記載は不要とする。

表12 表1で記載した基準日（3月末日）現在の貸付残高全体のうち「消費者向無担保貸付残高」について年間を通じた新規顧客の契約達成の状況を記載する（下の枠内フローを参照）。

(1) 新規契約状況

- ・ 「新規申込件数」 電話等も含まれる（把握できるものでよい）。
- ・ 極度額方式の場合は、基本契約の件数を記載する。

(2-1) 新規貸付状況

- ・ 新規契約があった場合は表（2-1）に記載する。
- ・ 貸付総額等の詳細が把握できない場合は（2-2）に記載する。

(2-2) 当該年度の貸付状況

- ・ 新規契約における金額等の詳細を把握することが困難である等で（2-1）の記載ができない場合に記載する。

【表12の記載について】

消費者向貸付の取扱があるか?	→	表12 記載不要
はい ↓	いいえ	
新規申込はあったか?	→	表12 記載不要
はい ↓	いいえ	
新規契約はあったか?	→	表12 (1) のみ記載、(2-1)・(2-2) には記載不要
はい ↓	いいえ	
新規貸付件数・総額はわかるか?	→	表12 (1) と (2-2) に記載、(2-1) には記載不要
はい ↓	いいえ	
表12 (1) と (2-1) に記載、(2-2) には記載不要		(2-1) と (2-2) はどちらかに記載する。両方記載する必要はない。

13 貸金業協会等への加入状況等

○	1 貸金業協会に加盟している
	2 指定信用情報機関に加盟している
	3 電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している
	4 一般社団法人日本クレジット協会に加盟している
	5 日本クレジットカード協会に加盟している
	6 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けている
	7 電気機械器具関係の一般社団法人等に加盟している（関係会社が加盟している場合を含む）
	8 自動車関係の一般社団法人等に加盟している（関係会社が加盟している場合を含む）
	9 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、協同組合連合会日本商店連盟、協同組合連合会日本専門店会連盟に加盟している（関係会社が加盟している場合を含む）
	10 建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟している（関係会社が加盟している場合を含む）
	11 質屋の許可を受けている
	12 公益社団法人リース事業協会に加盟している
	13 日賦貸金業者として登録されている
	14 上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

- 1 1～14の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 一般社団法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等をいう。

表 13 基準日（3月末日）時点の加入団体等の状況について記載する

必ず1～14のいずれかの欄に○を記載する。

1～13の該当する団体等の項目の左側の欄に○を記載する（番号に○をつけない。「×」や「√」も不適）。

1～13のどれにも該当がなければ14に○を記載する。

1～13以外の団体に加入している場合は（参考）欄にその名称を記載する。